

伊万里市AED（自動体外式除細動器）貸出要領

（目的）

第1条 この要領は、救急救命体制の整備を図るため、次条に規定するAED（自動体外式除細動器）（以下「AED」という。）を、各種イベント等の主催者に貸し出すことについて、必要な手続きを定めることを目的とします。

（AEDの設置）

第2条 この要領により貸出しを行うAEDは、伊万里市消防調整課に設置するものとします。

（貸出対象行事等）

第3条 AEDの貸出し可能なイベント（以下「対象イベント等」という。）の範囲は次のとおりとします。

- （1）伊万里市民を主な対象として開催される各種イベント、スポーツ行事等のうち第7条の要件をみたすもの
- （2）その他伊万里市消防調整課長が適当と認める対象イベント等

（貸出対象団体等）

第4条 この要領によるAEDの貸出しの対象とする団体は、原則として市及び公共的団体としますが、貸出しの申込みが重複しない場合には、市民活動団体、イベント実行委員会等への貸出しを妨げないものとします。

（貸出期間）

第5条 この要領によるAEDの貸出期間は、原則として、当該対象イベント等が開催される期間とし、当該対象イベント等が終了した後は、返却期日までに伊万里市消防調整課に返却するものとします。また、貸出期間は、最長1週間とします。

（申込手続）

第6条 この要領によるAEDの貸出しを受けようとする団体の代表者は、原則として、貸出しを受けようとする日の1月前の日までに、AED（自動体外式除細動器）貸出申込書（様式第1号）により伊万里市消防調整課長に申込みを行うこととします。

（その他の貸出要件）

第7条 この要領によるAEDの貸出しについては、原則として、消防署等が実施する普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した方が、対象イベント等の期間を通じて、その会場に配置されることを要件とします。

（貸出の決定通知等）

第8条 伊万里市消防調整課長は、第6条の申込みがあったときは、貸出しの可否を審査決定し、貸出しを受けようとする日の3週間前までに、AED（自動体外式除細動器）貸出決定通知書（様式第2号）又はAED（自動体外式除細動器）貸出不承認通知書（様式第3号）により通知することとします。

(機器の管理等)

- 第9条 貸出しを受けた団体は、当該AED（付属品を含む）を常に良好な状態で管理し、使用するものとします。
- 2 貸出しを受けた団体は、当該AEDを処分又は目的以外に使用できないものとします。
 - 3 貸出しを受けた団体は、当該AEDを転貸又は譲渡できないものとします。
 - 4 故意又は過失によって、当該AEDを故障又は破損させた場合、或いは紛失したときは、市長の指示に従い、貸出しを受けた団体の負担において原状回復を行うこととします。
 - 5 貸出しを受けた団体の構成員、第7条の規定に基づき配置された方又は当該AEDを使用した方の責に帰すべき理由により、他人の生命若しくは身体を害したとき又は他人の財物を滅失、破損若しくは汚損させたときは、貸出しを受けた団体がその損害を賠償することとします。

(AEDの使用報告)

- 第10条 当該AEDを使用した場合は、AED（自動体外式除細動器）使用報告書（様式第4号）に必要な事項を記載し、伊万里市消防調整課長及び伊万里市健康づくり課長に提出するものとします。

(事故報告)

- 第11条 AEDの貸出しを受けた者は、当該AEDを故障若しくは破損又は紛失した場合には、直ちに伊万里市消防調整課長に報告するものとします。

(経費の負担)

- 第12条 貸出しを受けている期間における当該AEDの運搬、維持管理等に要する経費は、貸出しを受けた団体において負担するものとします。

(返 還)

- 第13条 伊万里市消防調整課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、貸出しを受けた団体に対し、当該AEDの返還を求めることができるものとします。

- (1) 貸出しを受けた団体が、当該AEDを使用しなくなったとき。
- (2) 貸出しを受けた団体が、本要領の規定に違反したとき。
- (3) その他伊万里市消防調整課長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。